

令和6年12月吉日

個人向けインターネットバンキング

ご契約者 様

松本信用金庫

個人向けインターネットバンキング
「振込限度額」の引き下げについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は松本信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

現在、お客様のパソコンをウィルスに感染させ、インターネットバンキングに不正にログインし、お客様の口座から預金を引き出す被害が全国の金融機関で発生しています。

このような被害を防止するため、当金庫ではインターネットバンキングを利用した1日あたりの振込限度額を下記のとおり引き下げさせていただきます。

お客様の大切なご預金を守り、サービスをより安全にご利用いただくため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 振込限度額引き下げ日

令和7年 2月18日 (火) より

2. 1日あたりの振込限度額引き下げおよび対象取引について

(1) 1日あたりの振込限度額引き下げについて

ワンタイムパスワードをご利用のお客様

ワンタイムパスワードをご利用されており、かつ振込限度額を300万円超に設定されているお客様の振込限度額を300万円とさせていただきます。

※1. お客様の設定された振込限度額が300万円以下の場合は、振込限度額の変更はございません。

※2. ワンタイムパスワードをご利用されていないお客様は、設定可能限度額（20万円）の変更はございません。

(2) 対象取引

対象となる取引は振込、払込（料金払込サービス）の限度額を引き下げます。

限度額は操作日ごとに振込、払込額を別々に合算します。（利用者IDごとの合計となります。）

3. ワンタイムパスワード（トランザクション認証対応）ご利用登録について

ワンタイムパスワード（トランザクション認証対応）のご利用登録をされた場合、登録の翌日から現在ご設定の振込限度額となります。

以上